

参加無料

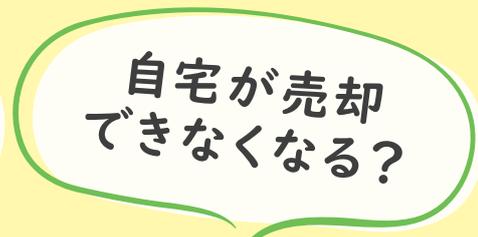
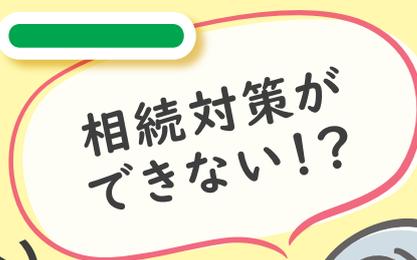
今から考えたい  
認知症による資産凍結で  
困らないための

# 家族信託 セミナー

10月24日(金)

15:00-16:30 14:30 開場

- 実施場所 高岡コミセン3F研修室
- 募集人数 40名
- 持ち物 筆記用具
- 応募開始 10月5日(日) 9:00 ~



## 家族信託による認知症対策

もしも認知症などで判断能力がなくなったら、資産が凍結されたり、ご家族以外の専門家に資産を管理されることになってしまうかもしれません。

それを防ぐために「家族信託」でできる対策を司法書士が丁寧に説明させていただきます。

お電話でのお申込み・お問合せ

☎ 0565-53-7771

メールでのお申込み

info@takaoka-cc.com

FAXでのお申込み

FAX 0565-53-7782

主催 豊田市高岡コミュニティセンター

共催 碧海信用金庫

# 家族信託による認知症対策

もしも認知症などで判断能力がなくなったら、資産が凍結されたり、ご家族以外の専門家に資産を管理されることになってしまうかもしれません。

それを防ぐために「家族信託」でできる対策を司法書士が丁寧に説明させていただきます。

## 認知症になると取引が制限される資産

**① 預貯金** 普通預金引き出し  
定期預金解約

**② 不動産** リフォーム  
売却・契約など

もし親が認知症になったら、たとえ子どもでも「親のお金を引き出すこと」も介護費用に充てるために「親の自宅を貸したり売ったりすること」もできなくなり、親はもちろん、子どもも困ってしまいます。

## 家族信託のしくみ

現金や不動産などの管理を信頼できるご家族に託すよう、事前に家族信託契約を結ぶことで、万が一、認知症になって判断能力が失われたとしても、資産が凍結されることなく、任されたご家族が引きつづき財産の管理を行うことができます。

信じて託します。  
私のために管理  
してください



託す人(父)

委託者



現金・不動産

信託契約

父の代わりに私が  
現金や不動産を  
管理します!



任される人(子)

受託者



収益など

家賃や売却代金  
の収益は私が  
受け取ります!



託す人(父)

受益者

セミナー内容は一般的な内容であり、金融機関の取り扱いとは異なる場合があります。

## 講師紹介



司法書士法人ファミリア  
司法書士

竹田 龍哉氏

相続業務の専門家として年間相談件数300件以上、豊富な実績をもとに、お客様の心配事に寄り添いながら資産全体を守り、ご希望に叶った承継をするための提案を行っている。

できるかぎり専門用語を使わない、わかりやすい解説に定評があり、大手ハウスメーカーや不動産会社、金融機関などからの依頼による講演も多い。